

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 北本市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	7	3	215,000	5	0	0	215,000
1	80	キシレン	8	2	980,540	2	0	0	980,540
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	658,000	4	0	0	658,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	3	49,500	7	0	0	49,500
1	300	トルエン	10	1	2,123,450	1	1,850	0	2,121,600
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	3	705,000	3	0	0	705,000
1	400	ベンゼン	7	3	133,000	6	0	0	133,000
3	21	硝酸	1	8	3,600	10	3,600	0	0
3	35	メタノール	1	8	4,300	9	4,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	19,000	8	19,000	0	0
		合計	—	—	4,891,390	—	28,750	0	4,862,640

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。